

2024 茂原 4 s t 5 0 スクーター (F N 4 - 5 0 E X P) クラス 車両規則

参加可能車両 4サイクル50cc スクーター一般公道用車両

下記以外の改造変更加工は一切不可

【フレーム・外装】

- ① 安全性向上の為、フレーム・エンジンなど走行中明らかに路面接地している箇所に関しては、強度に影響が出ない範囲で切除が望ましい。加工後の処理は安全性を考慮確保する事。
- ② ボディー・カウル類の改造は不可とするが、純正同一形状・同等素材の物への変更は可。
安全性・整備性向上の為のメーター類・灯火類・アンダーカバー・インナーフェンダー・リアフェンダーの加工及び取り外しは可。ただし、燃料タンクが直接路面に接触する可能性がある場合は純正のカバー類と同等以上の強度を有するカバー類（金属製が望ましい）を取り付ける事（テープ・タイラップのみの固定は不可）。ライトカバー等のレーシングカウルの追加装着は可。
- ③ ステップボードの凸部分のカットは可。但し穴は塞ぐこと。ステップボードへの滑り止め部品の取り付けは可。
- ④ シート表皮・シートベース・シート内ウレタンの加工（アンコ抜き等）は可。

【エンジン】

- ① エンジン本体（ガスケット含む）の変更・加工は不可。ただしエンジン整備の際のバルブ擦り合わせや、シートカット等の必要最小限のメンテナンスは可。
- ② ブローバイホースはシリンダーヘッドからエアクリーナーへ繋ぎ内圧コントローラーやワンウェイバルブなどは使用不可。
- ③ 純正部品のパーツリスト上で同一品番で流通されるエンジン部品の互換を認める（例 ジョグ・ビーノのエンジン本体・部品の流用など）。
- ④ アイドルコンセンペータ等の2次燃焼装置は、機能停止の為ジョイントホースの取外し・取外し部分の装着のみ可。
- ⑤ 社外製の純正形状補修用エンジン部品（ガスケット等含む）の使用は禁止。

【吸気系】

- ① マフラーの変更・改造は不可。ただし同一メーカー・4サイクル同排気量の物は流用可。
- ② 空燃比センサーの解除（O2 キャンセラー等）は可。
- ③ 吸気系（スロットルボデー エアクリーナー インジェクター等）の変更・改造不可。
- ④ サスペンション取付時に干渉するエアクリーナーボックスの最低限の加工・オフセットは可。
ただし、吸入面積の拡大や容量拡大等の性能向上の加工は禁止。
- ⑤ キャブレター車両はジェット類・ニードル類の燃調セッティング内部部品のみ変更可。
オートチョーク機構の作動関連部品についてのみ機能停止の為の加工のみ可。
キャブレター車は、ガソリンキャッチタンクを装備する事。

【駆動系】

- ①駆動系（クランクシャフト・駆動系カバー除く）は、同一メーカー・同排気量の純正部品で無加工・無改造で装着出来る物の流用は可。
- ②ウェイトローラー・シムワッシャーは社外品の使用及び変更・追加は可。
- ③駆動カバーのキック始動関連部品の取り外しは可。その場合はセル始動が可能で外部スターターでの始動は不可。
- ④駆動系冷却の為の駆動カバーの加工は不可。転倒により開いた場合の穴は必ず塞ぐ事。溶接が望ましいが、最低限金属製テープで塞ぐ事。
- ⑤駆動系カバー取付ボルトは全て止める事。

【点火・電装】

- ①バッテリーの変更は可。ただし容量の大きい物やバイク用以外の物への変更は不可。
- ②プラグ・プラグキャップの変更は可。イグニッションコイル・ケーブルの変更は不可。
- ③車両ハーネスの変更・改造は可。ただしメインキーの取り外し（移設は可）は不可とし、メインキーでエンジン停止が出来るものとする。
- ④フライホイール・ジェネレータ・空冷ファン・発電制御レギュレーターの変更・改造・取り外しは不可とし、バッテリーへの充電機能を稼働させなければならない。
- ⑤インジェクション車両のECUの改造・取り外しは不可。ただし燃料調機能および点火時期調整機能・エンジン回転リッターの変更および解除が出来る電子制御装置（サブコン）の使用は可。
- ⑥キャブレター車のCDIユニットの変更は可。
- ⑦エンジン始動には、セル・キックいずれかで始動可能であること。外部スターターの使用は禁止。

【燃料・油脂類・冷却水】

- ①使用可能な燃料は一般ルート（一般向けガソリンスタンド）で購入可能な市販ガソリンのみとする。レース用燃料（AVガス・エルフ等）や燃料添加剤は禁止。
- ②エンジンオイル・ギアオイル・フォークオイルなどの油脂類の変更は可。
- ③冷却水はレース用冷却水を推奨するが、クーラント使用の場合は濃度 30%以内である事。

【ブレーキ・サスペンション・タイヤ】

- ①リアショックの変更は可。
- ②ブレーキパット・ブレーキワイヤー・ブレーキホース・バンジョーボルト・フルードの変更は可。
- ③ブレーキディスクローターは純正同一形状の社外補修部品の使用は可。
- ④コンビブレーキ車両のコンビブレーキ機構の解除は可。その場合はブレーキマスターシリンダーの変更は可。
- ⑤フロントフォークは同一メーカー・同排気量での純正部品の流用可。ハンドルを除くステム・フォーク・ブレーキ・ホイール一式の同一メーカー・同排気量の純正部品の流用は可。フロントフォークの干渉を防ぐ為の最小限の加工は可。ステムは純正同一形状の社外補修部品の使用は可。
- ⑥フロントフォークスプリングのカラー追加やフォークオイルの変更、シートパイプの加工は可。
- ⑦スピードメーター関連部品の取り外し、変更は可。
- ⑧フォークダストブーツの取り外しは可。

- ⑨ホイールダストシールの変更は可。ただしベアリングのオイルシール取り外しは不可。
- ⑩ホイールは同一メーカー同排気量間で無加工・無改造で装着出来る純正品の流用は可。
- ⑪レーシングスタンド・サスペンション取付ステーの追加は可。
- ⑫タイヤの変更は可。ただし一般ルートで購入出来る物のみとし、レース専用タイヤの使用は禁止する。

【計器・操作関連】

- ①ハンドルグリップの変更は可。
- ②バーエンドキャップを取り付ける為のハンドルの加工は可。
バーエンドキャップが使えない車両は非貫通タイプのグリップを使用する事。
- ③アクセルワイヤー・アクセルグリップ部（ハイスロ・バーエンド）の変更可。
- ④ブレーキレバーの変更可。
- ⑤レバーガードの取り付けは可。
- ⑥追加メーター（タコメーター・ラップ計測器等）の取付可。ただし強固な固定とし、落下に十分注意する事。取付の為のステー追加を認める。

【2バルブ車両 特例措置】

※レッツ4、アドレスV50、タクト、DIO（AF63を除く）等

- ①駆動系部品の社外部品の使用は可。
- ②エアクリーナーエレメントの取り外しは可。ただしエアクリーナボックスは装着する事。
- ③ハンドルを除くフロントサスペンション・ステム・ホイール等及びブレーキ部品一式の同排気量の純正部品の流用は可。
ステム・ブレーキディスクローターに関しては、純正同形状の社外補修部品の使用は可。
純正フロントフェンダー付き車両は流用時に純正フェンダーを取付ける事。
フェンダー取付時に必要な最小限の加工は可。ハンドルストッパーが機能する事が望ましい。
(例) レッツ4にJOG（50cc）のフロント周りを一式流用等
- ④ノーマル形状タイプの社外製マフラーの使用可。

【ホイールベース1250mm以上車両 特例措置】

※ギア・Bws50・ベンリー50等

フロントフォークの突出しを目的とした、加工は可。ただし、安全を考慮し最小限の加工にすること。戦力バランス等を考慮し、上記使用パーツ使用許可などを含め猶予期間無く変更する場合がある。FI車は過渡期である事を鑑み、レギュレーションは継続的に変化していく事とする。

公平性を考慮し開催期間中の変更箇所は主催者公式発表後に適用される事とする。